平成２２年（フ）第１１５４４号
東京都江東区東砂１丁目３－６－402
債務者　櫻井　秀代（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５７１号
東京都足立区鹿浜８丁目６－10－101
債務者　渡邉まさ子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５７２号
東京都葛飾区西水元１丁目15－８－202
債務者　村山　知之
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５７５号
千葉県市川市宝１丁目10－17－202
債務者　三浦　正嗣
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５８２号
東京都新宿区赤城下町87　救世軍新光館、住民票上の住所東京都新宿区百人町１丁目８－17　新大久保寮
債務者　池田　雅彦
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５８３号
東京都文京区大塚６丁目７－４－306
債務者　持田ありみ
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４１号
横浜市金沢区金沢町17番地９　グリーンウッド101号室
債務者　大島　英子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２６号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ７棟712号
債務者　薮原　節子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９２号
神奈川県大和市林間２丁目12番７号　ガーデンハウス106号
債務者　廣田　健一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０６号
神奈川県大和市中央５丁目７番25号　ニッパーマンション203
債務者　穴澤　浩一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８３９号
横浜市港南区日野５丁目１番７－201号
債務者　井上　美保
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８５号
横浜市都筑区南山田町4274番地　三谷方
債務者　森　　俊成
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８６号
横浜市都筑区南山田町4274番地　三谷方
債務者　森　　由佳（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４号
愛媛県大洲市上須戒甲979番地
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１６４０号
神奈川県海老名市上今泉３丁目６番33号　ウィスタリア・カーサA105
債務者　内田　征一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部